

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

地券請
求詞訟

審問口書

京告

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

經濟學部
研究室
5
1226

東京

7



38511

原吉塚縣下弟三區四區河村園

交野郡津田村惣代森井彦

次郎前川也三郎山下政太名代人

大坂府下弟三區十六區備後町

寺丁目十二番地寄留

京都府平民

大藤 高敏

申口

自分儀河内国交野郡穂谷村尊延寺村杉村藤坂
村長尾村へ係り山地券請求ノ儀訴上候処追々
御審問ニ付九ニ上申仕候

右山地之儀ハ古来津田村所有ナルヲ以山高拾
七石六斗五升此貢米八石八斗ニ升五合訴狀中
ニ誤候証拠目錄之通旧地頭ヨリ免狀ヲ相受引
流河内縣ヨリモ免狀ヲ接受シ毎年津田村名前
ヲ以貢租上納罷在候ニ付即テ津田村へ皆添目
録ヲ御下付相成候次第ニ有之候

一被告各村ニ於テハ所有ノ山地無之ヲ以往昔
ヨリ前余山地ノ内小作請ニ爲致置タル処去ル
明治五年地券兩發行ノ際各村最寄ノ地所即小作請

分ノ画ヲ以各自地主ノ体裁ニ齊シク各村へ地券
御下渡相成タルニ付其後追々各村へ撒合ニ及
ト雖彼是申陳し取舍不申就テハ後未所有ノ權
利消滅致ス儀ニ付不得止今般地券請求ヲ訴出

タルトニ有之候

一津田村換地帖ハ何年時代失却致タルヤ村方
ニ無之仍テ換地帖ニ代フヘキ曰地頭ノ換印ヲ
經シ正矣ノ地並帖ヲ換閱ニ供ヘ候卽チ山高捨
七石六斗五升該帖ニ掲載有之ヲ以テモ山地總
テ津田村所有ナルヲ徴スルニ足ル儀ト存候

一小作爲致タル年度ノ儀ハ幾年前ノトナルヤ
書類申傳等モ無之ニ付難相分且小作爲致タル

ノ証憑ト申ハ無之候ハ其前頭ノ通津田村高内
ノ山地ナルカ故ニ若被告ニ於テ所有スレハ其
所有スル証拠ヲ所持スヘキハ勿論津田村帖簿
ニモ其次第ヲ記載シ置クヘキ處被告其証憑ヲ
所持セサルノミナラス津田村ニ於テモ山地惣
テ村内共有ノ地ナル旨認有之ニ付明瞭小作爲
致置タルモノト存候

一被告ニ於テ該山ハ津田村所屬ノ地所ナルヲ

各村ニテ分割所有セシニ非ス又小作請致タル
ニモ非ス元来原被告各村相持ノ地所ナルカ故
ニ地租貢納割方モ往昔^{年度相}知^知レス原被告各村各戸
ニ割付タルモノニシテ素ヨリ同等ノ權利ヲ有
スルナレ共独リ山年貢ハ津田村名目ヲ以テ
来リシ昔年致スト雖更ニ其証憑ナリ殊ニ原
被告同等ノ權ヲ有スル地主ニシテ各自所屬ノ
山地アレハ官ニ於テモ從來原被告共ニ其名実
ヲ附與セラルヘク被告各村ニ在テモ山地所有
ノ名ヲ原告ニ讓ルノ筋ハ無之若畢竟被告各
ハ臆測ノ私論ト思料致候

一該地貢米割方ノ儀ハ昔年原被告各村各戸ニ
割付シテ以定則リシ元來増減ナク毎年一度三
宮社費勘定ニ各村集會スル砌一諸ニ斗算スル
儀ニ有之候但シ隣邑野村ニ於テハ所有ノ山無
之津田村へ依頼セシテ以該山ノ内被告各村へ

小作爲致置タル場所ニテ下焚ヲ許セシ代米三
石七斗ノ内壹石七斗ハ津田村へ引取殘米二石
并長尾村ヨリ津田村へ受取山地小作米壹石一
斗余ヲ合セ談山貢米八石八斗二升五合ノ内へ
差入其余ヲ原被各村ヨリ出米致候次第即チ前
文具陳候定則ニ從ヒ候儀ニ有之候

一 小作爲致タル原由ハ被告各村所屬ノ山地無
之原告津田村ニ於テハ鹽渕ノ山地ヲ所有シ村
内人民ノ手餘ナルヲ以最寄各村へ小作請爲致
タル儀ニ有之因テハ直ニ其徳米ト名クルモノ
ハ請取ラス候ヘ凡毎年山税及ヒ三ノ宮社費勘
定ノ節津田村始ノ各村ヨリ差出ス米ノ内斗捌
ト唱フル一石六斗六升ハ津田村へ請取ル定例
ニ有之且又前条申陳候通穂谷村最寄字焼谷ヲ
始ノ被告各村最寄山内ニテ下焚スル代米三石
七斗ノ内一石七斗ヲ野村ヨリ津田村へ受取ル

採是皆原告山地ヲ所有スルノ得米ニ有之候
下紙 山地原告ノ部分ハ被告ハ下支スルヲ
得ス原告ハ被告ノ各部ニ入隨意ニ下支ヲ
ナス從來ノ習慣ニメ是其所有ノ徳益タル
節目ニ有之候事

一被告ニ於テハ斗概米ハ山年貢納ノ方ヲ津田
村ヘ枕セシ諸入費ニ充候趣申立候ヘ共諸入費
ハ津田村勘定帖ニモ支々詳細記載有之斗概米
ハ斗概トノミ認メ別ニ委細ヲ登記セス而シテ
其津田村ヘ受取儀ハ明治六酉年勘定帖ニ明瞭
記載セルヲ以モ其徳米ナルヲ知ルヘキ儀ト存
候

一被告ニ於テハ徳谷尊延寺兩村所持スル元禄
度山地訴訟ニ付為取替タル證書ノ由ヲ以其所
有ナル旨申立候得共果シテ為取替証ニ候ヘハ
津田村ニモ所持致スヘキ処右様ノ書類無之ノ

ミナラス元禄度山地ニ付差違タル申傳モ無之
殊ニ該書ニ押捺セシ印形モ当時津田村役人印
形ナルヤ否ヲ弁セサルニ付真正ノ証ト見認ル
ヲ得ス然ルニ姑ク假ニ之ヲ真正ナル爲取替書
見做シテ論ルト雖亦津田村ノ所有ニメ決テ被
告各村ノ山ニ非ル儀ハ別冊書取ヲ以上申仕タ
ル次第ニ有之候

一被告ニ於テハ右山地ニ付土砂方役所ヨリ各
村へ直達使令アリ各村ヨリモ直ニ諸願詞等ヲ
土砂方役所へ差出セシ廉ヲ以其所有地ナル趣
申立候ヘ元禄土砂苗ト申ハ寛政度ニ始リ大
坂ニ於テ之ヲ惣括シ近傍五六藩へ下調致サセ
タルモノニテ畢竟川流ノ壅塞セサル様水源ノ
土砂ヲ防カン爲ニ芝樹苗等ヲ栽込ニセシモノ
ニテ小作人モ其義務ヲ尽シタル儀ニ有之且木
石伐割等其水流ニ妨害ナキハ之ヲ許可セラレ

シ迄ニシテ全ク領主地頭トハ別段ナル儀ニ付
勿論土砂方役所へ直ニ伺届等ヲ以其所有山ト
ハ爲ス可カラス畢竟前条具申候通該地ニ付所
管役所ニ對シ貢租ヲ始メ所有ノ義務ハ悉皆津
田村ヨリ相勤来リシ上ハ充分所有ノ權ヲ有ス
ル心得ニ有之候

一先般地券御發行ノ際津田村戸長三宅嘉手被
告各村戸長ト合議ノ上山地券ヲ原被各村へ分

受セシハ独リ三宅嘉手ノ取斗ニシテ津田村人
民衆議ヲ尽シタル儀ニ無之不承服ナルニ付今
般出訴致セシ丁ニ有之候処被告ヨリハ右合議
ノ砌津田村惣代ノ者モ戸長ト共ニ出席致タル
旨申立候へ共津田村ニ在テハ戸長ノ外ニ列席
シタル者ハ一人モ無之候

一山地高拾七石六斗五升此貢米八石八斗二升
五合從來津田村本高ノ内ニシテ爰應三知年ニ

至ル迄旧地頭ヨリ本高免状ヲ下付相成居候処
明治元辰年以來ノ免状ハ村高外小物成ノ旨ヲ
以御下付相成候ハ如何ノ筋ナルヤ承知不仕候
ヘ共村方ニ在テハ貢米替ル儀無之ニ付黙シテ
持受罷在タル儀ニ有之候

一文化度弘化度ニ津田村ノ者穂谷村區分山内
ニ於テ伐木セシ砌地頭役所ヘ届出處分ヲ受タ
ル等ノ丁有之趣被告ヨリ申立候ヘ共津田村ニ

テハ右様ノ記禄申立等モ無之更ニ兼知不仕候
一前件ノ次第ニテ今般訴訟御審判中上申仕所
ノ旨趣ハ該山總テ一脉ノ山地ニシテ其石高拾
七石六斗五升外津田村高ノ内ナルヲ以旧地頭ノ
檢印アル地並免状等ヲ所持シ御一親後モ免
状ヲ持受シ年々皆済目録ヲ下付セラレタルニ
因リ地券御發行ニ付テハ無論津田村ハ山地券
ヲ御下付相成ヘキノ筈ナルニ被告各村ニ於テ

叩ニ山地券ヲ分受セシハ不当ノ甚キ者ト存以
ルニ付訴出タル儀ニ有之候条至当ノ御裁判被
成下度奉願上候

右之通相違不申上候前件之外可申上候并ニ証
拠物一切無之候

明治九年六月

石

大藤高敏印



・経済
5
226